

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取執行役員 吉永 國光
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027(234)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 清水 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03(3542)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼人事部秘書室東京事務所長 砂道 敏行
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 (東京都中央区銀座三丁目10番7号) 株式会社東和銀行大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当行第111回定時株主総会における決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき 金2円 総額735,989,960円

第二種優先株式1株につき 金2.868円 総額501,900,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,237,889,960円となる。

第2号議案 定款一部変更の件

第二種優先株式等に関する株主との合意による自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実施できるようにすること等を目的として、以下のとおり定款の一部変更を行う。

(1) 取締役会決議により、「株主との合意による」自己株式の取得を可能とするため、第7条の2を新設する。

(2) 上記新設条文中に定める「株主との合意による」自己株式の取得と第7条に定める「市場取引等による」自己株式の取得との違いを明確にするため、第7条の一部を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役に、吉永國光、大澤清美、江原洋、櫻井裕之、紺正行、稲葉喜子の6氏を選任する。

なお、紺正行及び稲葉喜子の2氏は社外取締役である。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役に、加辺秀雄、南秀昌、安藤震太郎の3氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に、半場秀氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	282,556個	79個	0個	99.639%	可決
第2号議案	277,448個	73個	0個	97.838%	可決
第3号議案					
吉永 國光	280,274個	3,303個	0個	98.835%	可決
大澤 清美	280,943個	2,634個	0個	99.071%	可決
江原 洋	281,043個	2,534個	0個	99.106%	可決
櫻井 裕之	281,085個	2,492個	0個	99.121%	可決
紺 正行	282,801個	776個	0個	99.726%	可決
稲葉 喜子	282,818個	759個	0個	99.732%	可決
第4号議案					
加辺 秀雄	276,237個	7,340個	0個	97.411%	可決
南 秀昌	279,557個	4,020個	0個	98.582%	可決
安藤 震太郎	275,879個	7,698個	0個	97.285%	可決
第5号議案					
半場 秀	276,911個	6,666個	0個	97.649%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案、第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。